

平成29年 1月24日

**検査・引渡し後の監理技術者及び主任技術者並びに
現場代理人の配置について
お 知 ら せ**

岡山県土木部

契約工期を基本としている監理技術者及び主任技術者並びに現場代理人（以下「技術者等」という。）の配置について、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

- 1 検査及び引渡し完了後、工事打合簿により、発注者及び受注者が協議の上、技術者等の配置が不要である旨を発注者が承諾した場合には、当該工事打合簿の承諾の日（別添記入例の黒丸の日）の翌日から、技術者等の配置を不要とすることができることとします。
- 2 この取扱いは、平成29年1月24日において、現に契約を締結している県発注工事から適用します。
- 3 この取扱いを受けた工事のコリンズへの登録に当たっては、技術者等の配置期間の末日を工事打合簿の承諾の日としてください。

